

◎ 既修者認定試験：出題趣旨および採点基準

本問で要求されるのは、令状によらない逮捕にあたって争点となりえる法律上の問題を抽出したうえで、その問題の解決に必要な範囲での法の解釈と、解決のために要する法の適用にとって重要な事実の抽出および意味づけを経たすえの規範のあてはめを論述することである。

論点の中核は、準現行犯人の逮捕の要件を明らかにしたうえで、そのあてはめを事例の事実関係に即して示すことである。なお、統一・一貫した姿勢で問題の解決にあたっているのかどうかは、採点におけるポイントの1つとなっている。

論じるべき事項や配点などの詳細については、末尾に示すとおりである。

---

I. 法の解釈 … 15 点

1. 準現行犯人(・現行犯人)の意義に関する法(刑訴法 212 条・憲法 33 条など)の解釈

～ 要件を導出したうえで、判断にあたって考慮される各種の要素・事情も提示する

2. 準現行犯人(・現行犯人)の身柄の拘束に関する法(刑訴法 213 条)の解釈

： いわゆる逮捕の必要が要件となっているのか否か

II. 法のあてはめ … 25 点

1. 現行犯人に該当するものととらえるのか、準現行犯人に該当するものととらえるのか

～ (Kにおける一連の経緯すなわち逮捕までの経緯から) いずれのとらえ方が適切であるのかについて明らかにするという態度が要求される

2. 準現行犯人の要件を充たすのか

～ 当の対象者が所定の要件を充たすのか否かについて、考慮を要する各種の要素・事情に対して評価したうえで判断する

～ 要件を充たさないのであれば緊急逮捕の余地についても検討するというのがベストである

---